

**申し込み時の  
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢  
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)  
⑦ 返信先(往復はがきの場合)

**妊婦健診の追加受診票を交付**

4月1日から、妊婦健診の助成回数が5回から14回に拡大しています。5回分の受診票だけをお持ちの方は、母子健康手帳を持参し、お住まいの区の保健センターで追加分の交付を受けてください。

【詳細】区役所(1階)の健康子ども課(ただし東区は(71)3211、南区は(581)5211)、HP

**市民交流ウォーキング大会**

③ 3〜8歳の3コース。

④ 6月26日(金)午前9時30分。

所定 羊ヶ丘展望台周辺。札幌ドーム(豊平区羊ヶ丘1)南ゲート駐車場前集合。300人。

⑤ 6月11日(木)からCC。(先着)

【詳細】市コールセンター(22)4894

**精神療養講座**

⑥ 不安と抑うつに向き合う。

⑦ 6月20日(土)午後2時〜4時。所定 WEST19(中央区大通西19)。

【詳細】市コールセンター(22)4894

**無料匿名エイズ検査**

⑧ 平日エイズ検査

区保健センターで月2回実施。日程は市コールセンターへお問い合わせください。

【詳細】E。随時匿名で市コール

センター(22)4894、E info4894@city.sapporo.jp)へ。

**土曜エイズ検査**

⑨ 土曜午後4時〜7時。

所定 サークルさっぽろ(中央区南1西6旭川信金ビル)。

⑩ 随時サークルさっぽろ(23)396へ。HP

**夜間エイズ検査**

⑪ 第2火曜午後6時〜7時30分。

定 各日60人。

**休日エイズ検査**

⑫ 6月28日(日)午前10時〜11時30分、午後2時〜3時30分。定80人。

⑬ ①②の所定中央保健センター(中央区南3西11)。

⑭ ①②のE。検査希望日(②は時間も)を記入し、6月11日(木)から匿名で市コールセンターへ。(先着)

【詳細】感染症総合対策課(622)5199、HP

**介護保険**

⑮ 保険料のお知らせを送付

6月中旬に65歳以上の方へお知らせします。年金天引きに該当する方には「特別徴収決定通知書」を、納入通知書や口座振替での納付に該当する方には「納入通知書」を送付します。なお、年度の途中



**保険・年金**

**長寿医療(後期高齢者医療) 制度の保険料をお知らせします**

6月中旬に21年度の保険料額決定通知書を送付します。1年間の保険料のほか、納付方法、納期ごとの保険料が記載されていますので、ご確認ください。

**■保険料の計算方法**

$$\text{年額} = \text{均等割額}(43,143\text{円}) + \text{所得割額} \\ ((20\text{年中の所得} - 33\text{万円}) \times 9.63\%)$$

**■本年度の保険料の軽減措置**

- 20年中の所得が33万円以下の世帯  
均等割額6,300円(均等割8.5割軽減)
- ①のうち、同じ世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下でほかの所得がない世帯(※本年度創設)  
年間保険料4,300円(均等割9割軽減)
- 20年中の所得が(33万円 + (24万5,000円 × 世帯主以外の被保険者数))以下の世帯  
均等割額21,571円(均等割5割軽減)
- 20年中の所得が(33万円 + (35万円 × 被保険者数))以下の世帯  
均等割額34,514円(均等割2割軽減)
- 被用者保険の被扶養者だった方  
年間保険料4,300円(均等割を9割軽減。所得割はかかりません)。
- 所得割を負担する方で、本人の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方  
所得割を5割軽減。  
※昨年度、保険料の軽減(均等割8.5割軽減)が理由で10月以降の年金天引きがなかった方は、本年度は6月〜9月は納入通知書で納付していただき、10月から年金天引きでの納付が再開されます(手続きにより口座振替に変更できます)。

【詳細】区役所(1階)の保険年金課

から年金天引きに該当する方は、年金天引きが開始されるまでは、納入通知書や口座振替で納付してください。

**低所得者減免制度**

21年度の保険料が第3段階以上で、次のすべての基準を満たす65歳以上の方は、申請により最も低い金額の段階まで介護保険料が減免されます。お住まいの区の区役所保険年金課へ申請してください。

⑯ 20年中の収入の合計が単身世帯で120万円、2人世帯で160万円(以降1人につき50万円を加算)以下、⑳ 世帯全員の預貯金の合計額が350万円以下、㉑ 別世帯の市民税課税者に扶養されていない、㉒ 世帯全員が居住用が事業用以外の不動産を所有していない。

持参するもの世帯全員の20年中の収入の分かるもの、預貯金額の分かるもの、加入している健康保険の保険証。

**口座振替のご利用を**

普通徴収の介護保険料の納付には口座振替が便利です。納入通知書に同封の申込書で申し込むか、(預貯)金通帳、通帳の届け出印、納入通知書を持参し、口座のある金融機関か区役所の保険年金課へお申し込みください。

**国民健康保険**

⑰ 21年度の通知書を送付

6月中旬にお知らせします。納付方法は、納付通知書や口座振替などによる納付か、年金天引きとなりますので、通知書でご確認ください。年度途中から年金天引きに該当する世帯は、年金天引きが始まるまでは、納付通知書などで納付してください。40歳〜64歳の方がいる世帯には、介護分保険料を含めた金額の通知書をお送りします。

65歳になる方の介護分保険

料は、誕生日の前月(誕生日が1日の方は前々月)までの分を、75歳になる方の保険料は、誕生日の前月までの分をそれぞれ月割計算しています。なお、異動(加入・脱退)、所得の変動などで保険料が変わる場合には、その都度お知らせします。

**医療費のお知らせを送付**

本年度から9月(1月〜6月診療分。今年のみ12月〜6月)、3月(7〜12月)の年2回お知らせします。

【詳細】区役所(1階)の保険年金課

**国民年金**

国民年金は、老後の生活を支えるほか、障がい・死亡などの際に必要な給付を行います。未納があると給付が受けられない場合があります。保険料を忘れずに納付しましょう。納付が困難なときは、一定の要件を満たすと、申請によ